

**Q15 借金の支払義務は、どういうときに免除されるのですか。免責不許可事由とは何ですか？**

---

---

**A15** 破産手続が開始された時点で破産者が負っていた借金（債務）について、法律上の支払義務を免除するかどうかを決める手続を、免責手続といいます。この手続で、裁判所が免責許可決定を出しますと、借金の支払義務が免除されます。しかし、ギャンブルによって多額の借金を作ったなど、不誠実な破産者であることを示す事情があるときには、免責許可決定がもらえない（免責が許可されない）ことがあります。このように、免責が許可されなくなってしまう事情のことを「免責不許可事由」といい、この免責不許可事由は、法律で決められています。

法律で決められた免責不許可事由のうち、実際によく問題になるものは、次のとおりです。

- (1) 浪費（むだづかい）やギャンブルによって多額の借金をしてしまった場合
- (2) 財産を隠したり、壊したり、勝手に他人に贈与したりした場合
- (3) 破産申立てをする前の1年間に、住所、氏名、年齢、年収等の経済的な信用に関わる情報について嘘をついた上で、お金を借りたり、クレジットカードで買物をしたりしたような場合
- (4) ローンやクレジットカードで商品を買った上で、その商品を非常に安い値段で売ってお金に替えた場合
- (5) 破産の申立てをした日から数えて7年以内に免責を受けたことがある場合
- (6) 裁判所や破産管財人が行う調査に協力しなかった場合

ただし、免責不許可事由に当てはまる行為があったとしても、その行為の悪質さの程度や、借金をした理由、現在の破産者の生活や収入の状況等の様々な事情も考えた上で、裁判官が総合的に考慮して、破産者の立ち直りのために、例外的に免責を認める場合もあります（これを「裁量免責」といいます。）。